

道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年5月29日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第8号

道路交通法施行細則等の一部を改正する規則
(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(免許の保留の期間の基準)</p> <p>第38条 法第89条第1項の運転免許試験(以下「免許試験」という。)に合格した者が令第33条の2第1項第3号に該当する者であるときにおける免許の保留の基本量定(期間を決定する場合の基準をいう。以下同じ。)の期間は、別表第2の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間から当該保留の理由となった違反行為をした日(令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日)から当該保留の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、整備不良等の違反行為(法第68条に規定する共同危険行為等の禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、<u>同表の第7欄</u>に掲げる点数に達したことにより免許の保留の基準に該当することとなった者の免許の保留の基本量定の期間は、前2項に定める基本量定の期間に30日を加えた期間(その期間が180日を超える場合は、180日)とする。</p> <p>4 法第108条の3の2の規定による通知を受けた者で法第102条の2に規定する期間内に法第108条の2第1項第13号に掲げる講習(以下「違反者講習」という。)を受講しなかったものが、違反者講習の理由となった違反行為以外に違反行為を行っていた場合において、違反行為に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、<u>同表の第7欄</u>に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなったときの免許の効力の停止の基本量定の期間は、第1項又は第2項に定</p>	<p>(免許の保留の期間の基準)</p> <p>第38条 法第89条第1項の運転免許試験(以下「免許試験」という。)に合格した者が令第33条の2第1項第3号に該当する者であるときにおける免許の保留の基本量定(期間を決定する場合の基準をいう。以下同じ。)の期間は、別表第2の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間から当該保留の理由となった違反行為をした日(令第33条の2第3項各号に掲げる者については、当該各号に定める日)から当該保留の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、整備不良等の違反行為(法第68条に規定する共同危険行為等の禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴走行為」という。)に係る累積点数が令別表第2の第1欄に掲げる区分に応じ、<u>同表の第6欄</u>に掲げる点数に達したことにより免許の保留の基準に該当することとなった者の免許の保留の基本量定の期間は、前2項に定める基本量定の期間に30日を加えた期間(その期間が180日を超える場合は、180日)とする。</p> <p>4 法第108条の3の2の規定による通知を受けた者で法第102条の2に規定する期間内に法第108条の2第1項第13号に掲げる講習(以下「違反者講習」という。)を受講しなかったものが、違反者講習の理由となった違反行為以外に違反行為を行っていた場合において、違反行為に係る累積点数が令別表第2の第1欄に掲げる区分に応じ、<u>同表の第6欄</u>に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなったときの免許の効力の停止の基本量定の期間は、第1項又は第2項に定める基本</p>

める基本量定の期間に30日を加えた期間とする。

(適性検査の受検命令及び診断書の提出命令)

第39条の3 法第90条第8項の規定による適性検査の受検命令は、別記様式第32号の2の適性検査受検命令書により行うものとする。

2 法第90条第8項の規定による診断書の提出命令は、別記様式第32号の3の診断書提出命令書により行うものとする。

(免許の保留等の期間の短縮)

第40条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習(以下「停止処分者講習」という。)を受講した者の法第90条第12項の規定に基づく免許の保留の期間又は効力の停止の期間の短縮は、考査の成績が50パーセント以上の者については受講態度を加味して改善効果を評価し、次の表の左欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる考査の成績別に同欄に掲げる短縮日数を基準として行い、考査の成績が50パーセント未満の者については行わないものとする。

受講者		考査成績別の短縮日数		
講習の区分	処分日数	優	良	可
略				
備考 略				

(免許の保留等の期間の短縮の手続)

第41条 法第90条第12項の規定による免許の保留の期間又は効力の停止の期間の短縮は、停止処分者講習を終了した者の申出により行うものとする。

2 略

(仮免許の拒否に係る通知)

第41条の2 法第90条第13項の規定により仮免許を拒否したときは、別記様式第33号の2の仮運転免許拒否処分通知書により当該処分を受けた者に通知するものとする。

(免許証の記載事項の変更届出の手続)

第50条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出は、運転免許センター、警察本部交通部運転免許課運転免許東讃センター(以下

量定の期間に30日を加えた期間とする。

(適性検査の受検命令及び診断書の提出命令)

第39条の3 法第90条第6項の規定による適性検査の受検命令は、別記様式第32号の2の適性検査受検命令書により行うものとする。

2 法第90条第6項の規定による診断書の提出命令は、別記様式第32号の3の診断書提出命令書により行うものとする。

(免許の保留等の期間の短縮)

第40条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習(以下「停止処分者講習」という。)を受講した者の法第90条第9項の規定に基づく免許の保留の期間又は効力の停止の期間の短縮は、考査の成績が50パーセント以上の者については受講態度を加味して改善効果を評価し、次の表の左欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる考査の成績別に同欄に掲げる短縮日数を基準として行い、考査の成績が50パーセント未満の者については行わないものとする。

受講者		考査成績別の短縮日数		
講習の区分	処分日数	優	良	可
略				
備考 略				

(免許の保留等の期間の短縮の手続)

第41条 法第90条第9項の規定による免許の保留の期間又は効力の停止の期間の短縮は、停止処分者講習を終了した者の申出により行うものとする。

2 略

(仮免許の拒否に係る通知)

第41条の2 法第90条第10項の規定により仮免許を拒否したときは、別記様式第33号の2の仮運転免許拒否処分通知書により当該処分を受けた者に通知するものとする。

(免許証の記載事項の変更届出の手続)

第50条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出は、運転免許センター若しくは警察本部交通部運転免許課運転免許東讃センター

「運転免許東讃センター」という。）若しくは警察本部交通部運転免許課運転免許小豆事務所（以下「運転免許小豆事務所」という。）又は警察署、交番若しくは駐在所に行わなければならない。

- 2 前項の場合において、その届出に係る免許証が法第93条の2の規定による電磁的方法により記録が行われているものであるときは、交番（さぬき警察署長尾交番及び丸亀警察署多度津交番を除く。）又は駐在所においては、住所の変更に係る届出に限り取り扱うものとする。

（免許証の経由更新の手続）

第71条の2 略

（認知機能検査）

第71条の3 法第101条の4第2項の認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）は、運転免許小豆事務所及び公安委員会の委託を受けた自動車教習所（法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。）において行うものとする。

（臨時適性検査の医師の認定の公示）

第71条の4 第39条の2の規定は、施行規則第29条の3第2項の医師について準用する。

（臨時適性検査の通知）

第72条 法第102条第6項の規定による臨時適性検査の通知は、別記様式第46号の臨時適性検査通知書により行うものとする。

（適性検査の受検命令及び診断書の提出命令）

第72条の3 第39条の3の規定は、法第103条第6項の規定による適性検査の受検命令及び診断書の提出命令について準用する。

（以下「運転免許東讃センター」という。）又はその者の住所地若しくは勤務地を管轄する警察署若しくは当該警察署の交番若しくは駐在所に行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有し、又は勤務地のある者が行う届出については、警察本部交通部運転免許課運転免許小豆事務所（以下「運転免許小豆事務所」という。）に行うことができる。

- 2 前項本文の場合において、その届出に係る免許証が法第93条の2の規定による電磁的方法により記録が行われているものであるときは、交番（さぬき警察署長尾交番及び丸亀警察署多度津交番を除く。）又は駐在所においては、住所の変更に係る届出に限り取り扱うものとする。
- 3 施行規則第20条第2項の規定により定める同項第1号に定める書類の添付を省略することができる場合は、公安委員会が同条第1項の届出書を提出した者に係る免許用写真の記録を確認できる場合とする。

（免許証の経由更新の手続）

第71条の2 施行規則第29条の2の2第1項の規定による経由申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。

（臨時適性検査の医師の認定の公示）

第71条の3 第39条の2の規定は、施行規則第29条の3第1項の医師について準用する。

（臨時適性検査の通知）

第72条 法第102条第3項の規定による臨時適性検査の通知は、別記様式第46号の臨時適性検査通知書により行うものとする。

（適性検査の受検命令及び診断書の提出命令）

第72条の3 第39条の3の規定は、法第103条第5項の規定による適性検査の受検命令及び診断書の提出命令について準用する。

(免許の効力の停止の期間の短縮)

第74条 停止処分者講習を受講した者の法第103条第10項の規定に基づく免許の効力の停止の期間の短縮は、考査の成績が50パーセント以上の者については受講態度を加味して改善効果を評価し、次の表の左欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる考査の成績別に同欄に掲げる短縮日数を基準として行い、考査の成績が50パーセント未満の者については行わないものとする。

(免許の効力の停止の期間の短縮の手続)

受講者		考査成績別の短縮日数		
講習の区分	処分日数	優	良	可
略				
備考 略				

第75条 第41条の規定は、法第103条第10項の規定による免許の効力の停止の期間の短縮の手続について準用する。

(自動車等の運転の禁止の期間の短縮)

第80条 第41条及び第74条の規定は、法第107条の5第3項において準用する法第103条第10項の規定に基づく自動車等の運転の禁止の期間の短縮について準用する。この場合において、第41条第1項中「法第90条第12項」とあるのは「法第107条の5第3項において準用する法第103条第10項」と、同条第1項及び第2項中「免許の保留の期間又は効力の停止の期間」とあるのは「自動車等の運転の禁止の期間」と、第74条中「法第103条第10項」とあるのは「法第107条の5第3項において準用する法第103条第10項」と、「免許の効力の停止の期間」とあるのは「自動車等の運転の禁止の期間」と読み替えるものとする。

(国際運転免許証等に係る医師の認定の公示)

第80条の2 第39条の2の規定は、施行規則第37条の2において準用する施行規則第29条の3第2項の医師について準用する。

(自動車等の運転の禁止に係る免許証の提出の手続)

(免許の効力の停止の期間の短縮)

第74条 停止処分者講習を受講した者の法第103条第8項の規定に基づく免許の効力の停止の期間の短縮は、考査の成績が50パーセント以上の者については受講態度を加味して改善効果を評価し、次の表の左欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる考査の成績別に同欄に掲げる短縮日数を基準として行い、考査の成績が50パーセント未満の者については行わないものとする。

(免許の効力の停止の期間の短縮の手続)

受講者		考査成績別の短縮日数		
講習の区分	処分日数	優	良	可
略				
備考 略				

第75条 第41条の規定は、法第103条第8項の規定による免許の効力の停止の期間の短縮の手続について準用する。

(自動車等の運転の禁止の期間の短縮)

第80条 第41条及び第74条の規定は、法第107条の5第2項において準用する法第103条第8項の規定に基づく自動車等の運転の禁止の期間の短縮について準用する。この場合において、第41条第1項中「法第90条第9項」とあるのは「法第107条の5第2項において準用する法第103条第8項」と、同条第1項及び第2項中「免許の保留の期間又は効力の停止の期間」とあるのは「自動車等の運転の禁止の期間」と、第74条中「法第103条第8項」とあるのは「法第107条の5第2項において準用する法第103条第8項」と、「免許の効力の停止の期間」とあるのは「自動車等の運転の禁止の期間」と読み替えるものとする。

(国際運転免許証等に係る医師の認定の公示)

第80条の2 第39条の2の規定は、施行規則第37条の2において準用する施行規則第29条の3第1項の医師について準用する。

(自動車等の運転の禁止に係る免許証の提出の手続)

第82条 法第107条の5第5項の規定による国際運転免許証等の提出は、運転免許センター若しくは運転免許東講センターに、又はその者の住所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う国際運転免許証等の提出については、運転免許小豆事務所に行うことができる。

(任意高齢者簡易講習等)

第89条の2 略

(1) 略

(2) 略

(3) チャレンジ講習(法第101条第1項に規定する更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者(更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者は、認知機能検査の結果について施行規則第29条の3第1項の式により算出した数値が0以下であるものに限る。)に対する加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習をいう。) 30分

(認知機能検査員講習)

第89条の3 運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第4条第2項第2号に規定する講習(以下「認知機能検査員講習」という。)を受けようとする者は、別記様式第49号の2の認知機能検査員講習受講申込書を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、認知機能検査員講習を受け、その課程を終了した者に対し、別記様式第49号の3の認知機能検査員講習終了証明書を交付するものとする。

(高齢者講習に係る通知事項及び通知の方法)

第92条 法第101条の4第3項第1号の規定による書面の送付は、次に掲げる事項を記載した圧着はがきによるものとする。

(1) 免許証の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前6

第82条 法第107条の5第4項の規定による国際運転免許証等の提出は、運転免許センター若しくは運転免許東講センターに、又はその者の住所を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う国際運転免許証等の提出については、運転免許小豆事務所に行うことができる。

(任意高齢者簡易講習等)

第89条の2 公安委員会は、法第108条の2第2項の規定により次の各号に掲げる講習を行うものとし、当該講習の講習時間は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 任意高齢者講習(令第37条の6の2第1号に規定する講習のうち前号に掲げる講習以外の講習をいう。) 3時間

(3) 略

(4) チャレンジ講習(法第101条第1項に規定する更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者に対する加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習をいう。) 30分

(高齢者講習に係る通知事項及び通知の方法)

第92条 法第101条の4第2項の規定による高齢者講習に係る書面の送付は、次に掲げる事項を記載した圧着はがきによるものとする。

(1) 免許証の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前3

月以内に高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。以下同じ。）を受けていなければならない旨

- (2) 高齢者講習を受けることができる期間
- (3) 高齢者講習の場所及び手続
- (4) 高齢者講習に係る手数料の額
- (5) 高齢者講習に係る携行品
- (6) 略

2 法第101条の4第3項第2号の規定による書面の送付は、次に掲げる事項を記載した圧着はがきによるものとする。

- (1) 前項各号に定める事項
- (2) 免許証の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前6月以内に認知機能検査を受けていなければならない旨
- (3) 認知機能検査を受けることができる期間
- (4) 認知機能検査の場所及び手続
- (5) 認知機能検査に係る手数料の額
- (6) 認知機能検査に係る携行品
- (7) その他公安委員会が必要と認める事項

（フレキシブルディスクによる手続）

第114条 認定規則第13条のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

2 認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

(1)～(3) 略

3 認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X0201及びX0208に規定する図形文字並びに日本工業規格X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

4 認定規則第13条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

(1)・(2) 略

月以内に高齢者講習を受けていなければならない旨

- (2) 講習を受けることができる期間
- (3) 講習の場所及び手続
- (4) 手数料の額
- (5) 携行品
- (6) 略

（フレキシブルディスクによる手続）

第114条 認定規則第9条のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

2 認定規則第9条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

(1)～(3) 略

3 認定規則第9条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X0201及びX0208に規定する図形文字並びに日本工業規格X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

4 認定規則第9条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

(1)・(2) 略

第 号

届出自動車教習所所在証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日から当所において 免許に

係る教習を受けている者であることを証明する。

年 月 日

所在地
教習所の名称
管理者

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号

届出自動車教習所所在証明書

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日から当所において 免許に

係る教習を受けている者であることを証明する。

年 月 日

所在地
教習所の名称
管理者

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

適性検査受検命令書

第 号
年 月 日

住所
殿
香川県公安委員会 図

第90条第8項
道路交通法 第103条第6項 の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命
ずる。

拒 否
保 留
取 消 止
効力の停止

なお、この命令に違反して適性検査を受けない場合は、運転免許の
の処分を受けることとなります。

検 査 期 日	
検 査 場 所	
検 査 を 行 う 理 由	

備考 1 適性検査を受けない場合の運転免許の「拒否」若しくは「保留」又は「取消し」若しくは「効力の停止」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、それぞれ運転免許の「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合には、それぞれ運転免許の「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

適性検査受検命令書

第 号
年 月 日

住所
殿
香川県公安委員会 図

第90条第6項
道路交通法 第103条第5項 の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命
ずる。

拒 否
保 留
取 消 止
効力の停止

なお、この命令に違反して適性検査を受けない場合は、運転免許の
の処分を受けることとなります。

検 査 期 日	
検 査 場 所	
検 査 を 行 う 理 由	

備考 1 適性検査を受けない場合の運転免許の「拒否」若しくは「保留」又は「取消し」若しくは「効力の停止」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、それぞれ運転免許の「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合には、それぞれ運転免許の「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

診 断 書 提 出 命 令 書	
	第 号 年 月 日
住 所	殿
	香川県公安委員会 図
第90条第8項 道路交通法	第103条第6項
の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則	
第18条の4第2項 第29条の5第2項	に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命ずる。
	拒 否 保 留 取 消 し 効力の停止
なお、この命令に違反して診断書を提出しない場合は、運転免許の	
の処分を受けることとなります。	
診断書の提出期限	
診断書の提出を 命 ず る 理 由	

- 備考 1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否」若しくは「保留」又は「取消し」若しくは「効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ運転免許の「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合には、それぞれ運転免許の「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなる。
- 2 道路交通法施行規則第18条の4第2項又は第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることをいう。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

診 断 書 提 出 命 令 書	
	第 号 年 月 日
住 所	殿
	香川県公安委員会 図
第90条第6項 道路交通法	第103条第5項
の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則	
第18条の4第2項 第29条の5第2項	に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命ずる。
	拒 否 保 留 取 消 し 効力の停止
なお、この命令に違反して診断書を提出しない場合は、運転免許の	
の処分を受けることとなります。	
診断書の提出期限	
診断書の提出を 命 ず る 理 由	

- 備考 1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否」若しくは「保留」又は「取消し」若しくは「効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ運転免許の「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合には、それぞれ運転免許の「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなる。
- 2 道路交通法施行規則第18条の4第2項又は第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることをいう。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

保 留
運 転 免 許 停 止 期 間 短 縮 通 知 書
運 転 禁 止

第 号
年 月 日

殿

香川県警察本部長 団

第90条第12項

道路交通法 第103条第10項 の規定に
第107条の5第3項において準用する同法第103条第10項

保 留
よ り、 停 止 処 分 の 期 間 を 下 記 の と お り 短 縮 し た の で 通 知 し ま す。
運 転 禁 止

短縮日数 日間

処分満了日 年 月 日

処分書番号

整理番号

- 注意事項 1 あなたの免許証は、上記処分の満了日の翌日に返還します。この通知書に運転免許停止処分通知書等と認印を持参の上、住所地を管轄する警察署で受領してください。
- 2 講習終了後、免許証を渡された方でも、免許の停止期間が満了するまでは、自動車又は原動機付自転車を運転することができません。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

保 留
運 転 免 許 停 止 期 間 短 縮 通 知 書
運 転 禁 止

第 号
年 月 日

殿

香川県警察本部長 団

第90条第9項

道路交通法 第103条第8項 の規定に
第107条の5第2項において準用する同法第103条第8項

保 留
よ り、 停 止 処 分 の 期 間 を 下 記 の と お り 短 縮 し た の で 通 知 し ま す。
運 転 禁 止

短縮日数 日間

処分満了日 年 月 日

処分書番号

整理番号

- 注意事項 1 あなたの免許証は、上記処分の満了日の翌日に返還します。この通知書に運転免許停止処分通知書等と認印を持参の上、住所地を管轄する警察署で受領してください。
- 2 講習終了後、免許証を渡された方でも、免許の停止期間が満了するまでは、自動車又は原動機付自転車を運転することができません。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号

技能審査合格証明書

写 真
押出し スタンプ

住 所
氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日本 における 免許
に係る技能審査に合格した者であることを証明する。

年 月 日

所在地
香川県公安委員会指定
名 称
管理者 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号

技能審査合格証明書

写 真
押出し スタンプ

本 籍
住 所
氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日本 における 車
() についての技能審査に合格した者であることを証明す
る。

年 月 日

所在地
香川県公安委員会指定
名 称
管理者 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号

旅客自動車教習所教習修了証明書

写 真

住 所

氏 名

押出し

スタンプ

年 月 日生

自動車の種類

上記の者は、 年 月 日本 における旅客自動車の
教習を修了した者であることを証明する。

年 月 日

所在地

香川県公安委員会指定

名 称

管理者



備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号

旅客自動車教習所教習修了証明書

写 真

本 籍

住 所

氏 名

押出し

スタンプ

年 月 日生

自動車の種類

上記の者は、 年 月 日本 における旅客自動車の
教習を修了した者であることを証明する。

年 月 日

所在地

香川県公安委員会指定

名 称

管理者



備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第45号 (第64条関係)

コード

第 号

卒業証明書

住所氏名

写真

押出し
スタンプ

年 月 日生

上記の者は、年 月 日本 における 免許に係る所定の教習を修了し、卒業した者であることを証明する。

年 月 日

所在地
香川県公安委員会指定
教習所の名称
管理者 ㊤

第 号

卒業検定合格証明書

上記卒業証明書記載の者は、年 月 日
を用いた卒業検定に合格した者であることを証明する。

年 月 日

名 称
技能検定員 ㊤

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第45号 (第64条関係)

コード

第 号

卒業証明書

本籍住所氏名

写真

押出し
スタンプ

年 月 日生

上記の者は、年 月 日本 における 免許に係る所定の教習を修了し、卒業した者であることを証明する。

年 月 日

所在地
香川県公安委員会指定
教習所の名称
管理者 ㊤

第 号

卒業検定合格証明書

上記卒業証明書記載の者は、年 月 日
を用いた卒業検定に合格した者であることを証明する。

年 月 日

名 称
技能検定員 ㊤

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第46号（第72条関係）

（その1） 運転免許試験（仮運転免許の試験を除く。）に合格した者

臨時適性検査通知書

第 号
年 月 日

住所

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第102条^{第1項}_{第4項}に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施するので

通知します。

なお、やむを得ない理由がなく検査を受けない場合は、運転免許の拒否_{保留}の処分

を受けることとなります。

検 査 期 日	
検 査 場 所	
検 査 を 行 う 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第46号（第72条関係）

（その1） 運転免許試験（仮運転免許の試験を除く。）に合格した者用

臨時適性検査通知書

第 号
年 月 日

住所

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第102条第1項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施するの

で通知します。

なお、やむを得ない理由がなく検査を受けない場合は、運転免許の拒否_{保留}の処分

を受けることがあります。

検 査 期 日	
検 査 場 所	
検 査 を 行 う 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(その2)

運転免許（仮運転免許を除く。）を受けた者用

臨時適性検査通知書

第 号
年 月 日

住所

殿

香川県公安委員会 印

第2項
第3項
第4項
第5項

道路交通法第102条に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施するの
で通知します。

なお、やむを得ない理由がなく検査を受けない場合は、運転免許の取消しの効力の停止

処分を受けることとなります。

検 査 期 日	
検 査 場 所	
検 査 を 行 う 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(その2)

運転免許（仮運転免許を除く。）を受けた者用

臨時適性検査通知書

第 号
年 月 日

住所

殿

香川県公安委員会 印

第1項
第2項

道路交通法第102条に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施するの
で通知します。

なお、やむを得ない理由がなく検査を受けない場合は、運転免許の取消しの効力の停止

処分を受けることがあります。

検 査 期 日	
検 査 場 所	
検 査 を 行 う 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(その3)

仮運転免許の試験に合格した者用

臨時適性検査通知書

第 号
年 月 日

住所
殿

香川県公安委員会 ㊟

道路交通法第102条第4項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施するの
で通知します。

検査期日	
検査場所	
検査を行う理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(その3)

仮運転免許の試験に合格した者用

臨時適性検査通知書

第 号
年 月 日

住所
殿

香川県公安委員会 ㊟

道路交通法第102条第1項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施するの
で通知します。

検査期日	
検査場所	
検査を行う理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(その4)

仮運転免許を受けた者用

臨時適性検査通知書

第 号
年 月 日

住所
殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第102条^{第4項}_{第5項}に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施するの
で通知します。

なお、やむを得ない理由がなく検査を受けない場合は、仮運転免許の取消しの処
分を受けることとなります。

検査 期 日	
検査 場 所	
検査を行う理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(その4)

仮運転免許を受けた者用

臨時適性検査通知書

第 号
年 月 日

住所
殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第102条^{第1項}_{第2項}に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施するの
で通知します。

なお、やむを得ない理由がなく検査を受けない場合は、仮運転免許の取消しの処
分を受けることがあります。

検査 期 日	
検査 場 所	
検査を行う理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第49号の2（第89条の3関係）

認知機能検査員講習受講申込書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者 住 所
氏 名 ④
電 話 ()

申 込 者	住 所	
	(ふりがな)	
	氏 名	
	生 年 月 日 (年 齡)	年 月 日 (歳)

- 備考 1 申込者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第49号の3 (第89条の3関係)

第 号

認知機能検査員講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日認知機能検査員講習の課程を終了したことを
証明する。

年 月 日

香川県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第50号 (第93条関係) 略

(道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則)
 第2条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与の手續に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>別記様式第5号(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">意見の聴取通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">香川県公安委員会 香川県警察本部長</p> <p style="text-align: right;">〔取扱 警察署長〕 〔 高速道路交通警察隊長〕</p> <p style="text-align: right;">第104条第1項 あなたに対する下記の理由による免許の処分に係る道路交通法 第107条の5第4項</p> <p>の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので、出頭されるよう通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">意見の聴取の期日</td> <td style="width: 20%;">年 月 日</td> <td style="width: 20%;">時</td> <td style="width: 20%;">分</td> </tr> <tr> <td>意見の聴取の場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>処分をしようとする理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出頭しなかったときは、意見の聴取を行ったものとして処分を決定します。 2 あなたは、代理人を選任することができます。代理人を選任したときは、代理人選任届出書を当日代理人から提出してください。 3 あなたは、行政庁の許可を得て補佐人とともに出頭することができます。 4 あなた、あなたの代理人又は補佐人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、有利な証拠を提出することができます。 <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不要の文字は、横線で消すこと。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。 </div>	意見の聴取の期日	年 月 日	時	分	意見の聴取の場所				処分をしようとする理由				<p>別記様式第5号(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">意見の聴取通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">香川県公安委員会 香川県警察本部長</p> <p style="text-align: right;">〔取扱 警察署長〕 〔 高速道路交通警察隊長〕</p> <p style="text-align: right;">第104条第1項 あなたに対する下記の理由による免許の処分に係る道路交通法 第107条の5第3項</p> <p>の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので、出頭されるよう通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">意見の聴取の期日</td> <td style="width: 20%;">年 月 日</td> <td style="width: 20%;">時</td> <td style="width: 20%;">分</td> </tr> <tr> <td>意見の聴取の場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>処分をしようとする理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出頭しなかったときは、意見の聴取を行ったものとして処分を決定します。 2 あなたは、代理人を選任することができます。代理人を選任したときは、代理人選任届出書を当日代理人から提出してください。 3 あなたは、行政庁の許可を得て補佐人とともに出頭することができます。 4 あなた、あなたの代理人又は補佐人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、有利な証拠を提出することができます。 <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不要の文字は、横線で消すこと。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。 </div>	意見の聴取の期日	年 月 日	時	分	意見の聴取の場所				処分をしようとする理由			
意見の聴取の期日	年 月 日	時	分																						
意見の聴取の場所																									
処分をしようとする理由																									
意見の聴取の期日	年 月 日	時	分																						
意見の聴取の場所																									
処分をしようとする理由																									

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第3条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1~29 略					1~29 略				
30 道路交通法(昭和35年法律第105号)	第4条第1項~第89条第2項 略				第4条第1項~第89条第2項 略				
	第90条第1項ただし書及び第2項	免許の拒否	○		第90条第1項ただし書	免許の拒否	○		
	第90条第1項ただし書	免許の保留		*		免許の保留		*/○	
	第90条第4項	略			第90条第3項	略			
	第90条第5項及び第6項	免許の事後取消し	○		第90条第4項	免許の事後取消し	○		
	第90条第5項	免許の事後停止		*		免許の事後停止		*/○	
	第90条第7項	免許の事後取消し又は事後停止に係る弁明の機会の付与(第90条第4項の準用)		*	第90条第5項	免許の事後取消し又は事後停止に係る弁明の機会の付与(第90条第3項の準用)		*	
	第90条第8項	略			第90条第6項	略			
	第90条第	略			第90条第				

<u>9項及び第10項</u>			
<u>第90条第11項</u>	略		
<u>第90条第12項</u>	略		
<u>第90条第13項</u>	略		
<u>第90条第14項</u>	仮免許の拒否に係る弁明の機会の付与（第90条第4項の準用）		○
第90条の2第2項～第101条の2の2第5項略			
<u>第101条の4第2項</u>	<u>認知機能検査の実施及び認知機能検査の結果に基づく高齢者講習の実施</u>		○
<u>第101条の4第3項第1号</u>	<u>高齢者講習に係る書面の送付</u>		○
<u>第101条の4第3項第2号</u>	<u>高齢者講習及び認知機能検査に係る書面の送付</u>		○
<u>第102条第1項から第5項まで</u>	略		
<u>第102条第6項</u>	略		
<u>第103条第1項</u>	略		
<u>第103条第2項</u>	<u>免許の取消し</u>	○	
<u>第103条第3項</u>	略		

<u>7項</u>	略		
<u>第90条第8項</u>	略		
<u>第90条第9項</u>	略		
<u>第90条第10項</u>	略		
<u>第90条第11項</u>	仮免許の拒否に係る弁明の機会の付与（第90条第3項の準用）		○
第90条の2第2項～第101条の2の2第5項略			
<u>第101条の4第2項</u>	<u>高齢者講習に係る書面の送付</u>		○
<u>第102条第1項及び第2項</u>	略		
<u>第102条第3項</u>	略		
<u>第103条第1項</u>	略		
<u>第103条第2項</u>	略		

第103条 第4項	略		
第103条 第5項	処分移送通知書の再送付 (第103条第3項の準用)		* ○
第103条 第6項	略		
第103条 第7項及 び第8項	略		
第103条 第9項	略		
第103条 第10項	略		
第103条の2第4項～第104条の2の3第1項 略			
第104条 の2の3 第3項	臨時適性検査不受検に係 る聴聞を行う免許の効力 の停止に係る期間の定め (第103条第3項の準用)	○	
	臨時適性検査不受検に係 る処分移送通知書の送付 (第103条第3項の準用)		* ○
第104条 の2の3 第3項	臨時適性検査不受検に係 る処分移送通知書の受理 (第103条第4項の準用)		* ○
	臨時適性検査不受検に係 る処分移送通知書による 免許の取消し(第103条 第4項の準用)	○	
	臨時適性検査不受検に係 る処分移送通知書による 免許の効力の停止(第 103条第4項の準用)		* ○
第104条	臨時適性検査不受検に係		

第103条 第3項	略		
第103条 第4項	処分移送通知書の再送付 (第103条第2項の準用)		* ○
第103条 第5項	略		
第103条 第6項	略		
第103条 第7項	略		
第103条 第8項	略		
第103条の2第4項～第104条の2の3第1項 略			
第104条 の2の3 第3項	臨時適性検査不受検に係 る聴聞を行う免許の効力 の停止に係る期間の定め (第103条第2項の準用)	○	
	臨時適性検査不受検に係 る処分移送通知書の送付 (第103条第2項の準用)		* ○
第104条 の2の3 第3項	臨時適性検査不受検に係 る処分移送通知書の受理 (第103条第3項の準用)		* ○
	臨時適性検査不受検に係 る処分移送通知書による 免許の取消し(第103条 第3項の準用)	○	
	臨時適性検査不受検に係 る処分移送通知書による 免許の効力の停止(第 103条第3項の準用)		* ○
第104条	臨時適性検査不受検に係		

の2の3 第3項	る免許の取消し又は免許の効力の停止を受けた者の住所地を管轄する都道府県公安委員会への通知(第103条第9項の準用)		* ○
第104条 の2の3 第5項	略		
第104条 の2の3 第5項	略		
第104条 の2の3 第6項	臨時適性検査不受検に係る処分移送通知書の再送付(第103条第3項の準用)		* ○
第104条の3第1項～第107条の5第1項第1号 略			
第107条 の5第1 項第2号	略		
第107条 の5第2 項	自動車等の運転の禁止	○	
第107条 の5第3 項	6月を超えない自動車等の運転の禁止に係る期間の短縮(第103条第10項の準用)		○
第107条 の5第4 項	略		
第107条			

の2の3 第3項	る免許の取消し又は免許の効力の停止を受けた者の住所地を管轄する都道府県公安委員会への通知(第103条第7項の準用)		* ○
第104条 の2の3 第5項	臨時適性検査不受検に係る免許の取消し又は免許の効力の停止に係る聴聞の実施の決定(第104条の2第1項の準用)		* ○
第104条 の2の3 第5項	臨時適性検査不受検に係る聴聞の通知及び公示(第104条の2第2項の準用)		* ○
第104条 の2の3 第6項	臨時適性検査不受検に係る処分移送通知書の再送付(第103条第2項の準用)		* ○
第104条の3第1項～第107条の5第1項第1号 略			
第107条 の5第1 項第2号	略		
第107条 の5第2 項	6月を超えない自動車等の運転の禁止に係る期間の短縮(第103条第8項の準用)		○
第107条 の5第3 項	意見の聴取を行う自動車等の運転の禁止に係る期間の公安委員会の定め	○	
第107条	6月を超える自動車等の		

の5第4項	略
第107条の5第4項	略
第107条の5第4項	略
第107条の5第4項	略
第107条の5第4項	略
第107条の5第4項	略
第107条の5第5項	略
第107条の5第6項	略
第107条の5第7項	略
第107条	

の5第3項	運転禁止に係る意見の聴取の実施の決定（第104条第1項の準用）	○	
	略		
第107条の5第3項	自動車等の運転禁止に係る意見の聴取に係る参考人又は関係人の出頭の要求（第104条第3項の準用）		○
第107条の5第3項	不出頭又は所在不明のときにおける6月を超える自動車等の運転禁止の決定（第104条第4項の準用）	○	
	略		
第107条の5第3項	6月を超える自動車等の運転禁止に係る聴聞の実施の決定（第104条の2第1項の準用）	○	
	略		
第107条の5第3項	自動車等の運転禁止に係る聴聞の通知及び公示（第104条の2第2項の準用）		○
第107条の5第4項	略		
第107条の5第5項	略		
第107条の5第6項	略		
第107条の5第6項	略		
第107条			

の5第8項	略		
第107条の5第9項	意見の聴取又は聴聞を行う自動車等の運転禁止に係る期間の定め（第103条第3項の準用）	○	
	自動車等の運転禁止に係る処分移送通知書の送付（第103条第3項の準用）		○
第107条の5第9項	自動車等の運転禁止に係る処分移送通知書の受理（第103条第4項の準用）		○
	処分移送通知書による6月を超える自動車等の運転禁止（第103条第4項の準用）	○	
	処分移送通知書による6月を超えない自動車等の運転禁止（第103条第4項の準用）		○
第107条の5第9項	自動車等の運転禁止に係る処分移送通知書の再送付（第103条第5項の準用）		○
第107条の5第9項	自動車等の運転禁止を受けた者の住所地を管轄する都道府県公安委員会への通知（第103条第9項の準用）		○
第107条の5第10項	略		
第107条の5第10項	略		

の5第7項	略		
第107条の5第8項	意見の聴取又は聴聞を行う自動車等の運転禁止に係る期間の定め（第103条第2項の準用）	○	
	自動車等の運転禁止に係る処分移送通知書の送付（第103条第2項の準用）		○
第107条の5第8項	自動車等の運転禁止に係る処分移送通知書の受理（第103条第3項の準用）		○
	処分移送通知書による6月を超える自動車等の運転禁止（第103条第3項の準用）	○	
	処分移送通知書による6月を超えない自動車等の運転禁止（第103条第3項の準用）		○
第107条の5第8項	自動車等の運転禁止に係る処分移送通知書の再送付（第103条第4項の準用）		○
第107条の5第8項	自動車等の運転禁止を受けた者の住所地を管轄する都道府県公安委員会への通知（第103条第7項の準用）		○
第107条の5第9項	仮禁止通知書及び国際運転免許証等の受理（第103条の2第4項の準用）		○
第107条の5第9項	仮禁止通知書及び国際運転免許証等の送付（第		○

項			
第107条の5第11項	略		
第107条の5第11項	略		
第107条の5第11項	略		
第107条の6～第108条の26第1項 略			
第108条の26第2項	情報の提供、職員の研修に係る協力その他必要な措置		○
第108条の27～第114条の3 略			

(1) 略			
(2) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)			
第3条～第29条の2第5項 略			
第29条の3第2項	略		
第29条の5第1項～第37条第3項 略			
第37条の2第1項	国際運転免許証等に係る臨時適性検査に係る医師の認定(第29条の3第2項の準用)		○
第37条の2第2項～第38条の4の4第2項 略			
(3)～(7) 略			
(8) 運転免許に係る講習等に関する			
第2条第1項及び第2項	略		

項	103条の2第5項の準用)		
第107条の5第10項	自動車等の運転の禁止に係る書面の交付(第104条の3第1項の準用)		○
第107条の5第10項	警察官からの出頭命令に係る通知及び保管した国際運転免許証等の受理(第104条の3第4項の準用)		○
第107条の5第10項	自動車等の運転の禁止の期間の満了又は出国に係る保管した国際運転免許証等の返還(第104条の3第5項の準用)		○
第107条の6～第108条の26第1項 略			
第108条の26第2項	情報の提供その他必要な措置		○
第108条の27～第114条の3 略			

(1) 略			
(2) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)			
第3条～第29条の2第5項 略			
第29条の3第1項	略		
第29条の5第1項～第37条第3項 略			
第37条の2第1項	国際運転免許証等に係る臨時適性検査に係る医師の認定(第29条の3第1項の準用)		○
第37条の2第2項～第38条の4の4第2項 略			
(3)～(7) 略			
(8) 運転免許に係る講習に関する			
第2条第1項及び第2項	略		

る規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）	第4条第2項第2号	認知機能検査に必要な技能及び知識に関する審査の実施並びに合否の判定		○
		認知機能検査に必要な技能及び知識に関する講習の実施		○
	第7条第2項第4号	略		
(9)～(12) 略				
(13) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）	第4条第1項第3号カ～第68条 略			
	第71条の4	略		
	第72条の2～第89条第2項 略			
	第89条の2	略		
	第89条の3第1項	認知機能検査員講習受講申込書の受理		○
	第89条の3第2項	認知機能検査員講習終了証明書の交付		○
第93条第1項～第113条 略				
(14)・(15) 略				
31～99 略				
備考 略				

規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）				
	第6条第2項第4号	略		
(9)～(12) 略				
(13) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）	第4条第1項第3号カ～第68条 略			
	第71条の3	略		
	第72条の2～第89条第2項 略			
	第89条の2	略		
	第93条第1項～第113条 略			
	(14)・(15) 略			
31～99 略				
備考 略				

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。